

江差町観光パンフレット作成業務仕様書

1. 業務の名称

江差町観光パンフレット作成業務

2. 業務の目的

本業務は、江差町への観光誘客増大を図るために、観光客の属性及び観光目的の多様化によるニーズに対応できる新しいパンフレットを作成することを目的とする。

3. 委託契約期

本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和2年3月13日（金）までとする。

4. 業務内容

(1) 表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作成

ア 企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、構成など観光パンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。（多言語対応にも配慮した内容とすること。）

イ カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに配慮した色彩並びにフォントを用いること。

ウ 写真、イラスト等誌面の構成に必要な資料等は受注者において入手することを基本とする。ただし、時期等の関係上で入手困難写真等がある場合は、発注者所有の写真や資料をすることができる。

エ 発注者の作成に係る意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にする事。

オ 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

(2) 印刷・製本

ア 観光パンフレット

①サイズ等 A4、中綴じ（ブック型）、10ページ以内（表紙含む）
※ページ数は提案事項とする。

②印刷部数 10,000部

③印刷 全ページカラー印刷

④紙質 コート紙 菊版 62.5kg

(3) 電子データの作成

ア 版下データ

Adobe Illustrator で再編集可能なデータとする。（全ページ分）

イ PDFデータ

低解像度PDFファイル（観光ポータルサイト掲載用）

ウ 写真データ

(4) 作成業務全般の管理

受注者において、専門の編集員等による原稿の読み込みや表記の統一を図るための内容確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。また、印刷作業は、最終校正完了後、発注者による確認を受けたのちに取り掛かることとする。

(5) その他追加提案

受注者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案がある場合は、積極的に提案すること。

5. 業務の要件

- (1) 一目で江差町がイメージできるような写真やイラスト・キャッチコピー等を掲載し、思わず手に取ってみたいくなるようなパンフレットとするため、表紙のデザイン、ページ構成等を工夫すること。
- (2) 地図やイラスト等による市街地域及び北部地域の主要観光ポイントや公共施設等の位置関係がわかるようにすること。北部地域は、町内の距離が長大となることから、市街地図の上部、又は下部にサイズを小さくして掲載しても構わない。(ワイプ方式)
- (3) 地図等の掲載にあたっては、信号等の目印になるものや移動距離を入れるなど、案内しやすい内容とすること。
- (4) 主要観光ポイント等については、目を引く大き目の写真を使用するなど、視覚的に興味を持たせる内容とすること。
- (5) グルメや特産品、イベント等の情報を組み入れること。この場合、全町的な情報となるよう配慮すること。
- (6) 江差町内での周遊性を高めるため、体験や見学情報など滞在時間の延長に期待ができるものとする。
- (7) 年齢、性別に問わず、できるだけ幅広い層を対象とし、現在の観光客のニーズに沿う内容とすること。
- (8) QRコード等を活用した江差町観光ポータルサイトと連携を図ることとし、インバウンド促進の要素も組み入れること。(対応言語は提案事項とする。)
- (9) これまで記載事項のほかに、次の記載の江差町で開催された新観光パンフレットに係る意見交換会意見も参考とすること。

【参考意見資料】

■新規に作成するパンフのイメージ

- ・ターゲットを考えた場合に、高齢層が多いからといってその層にあわせてパンフをつくるとその層しか集まらなくなる。世代を変えていくという観点から、思い切って20～30代に向けたものでもよいのでは。
- ・表紙のイメージとして、江差には素材は多くあるが単体では弱い。いにしえ街道だと妻籠や馬籠もあるし、景観や夕日でもすぐれているところは多い。何か1つというのではなく、組合せた写真でもよいのでは。

- ・郡役所や法華寺などの高台から、いにしえ街道、街並み、夕日といった組み合わせもよいのではないか。
- ・新しいパンフはA4ブック型でイメージ戦略型（発地型）で取り進める、10ページ以内での構成で取り進める。
- ・夕日、かもめ島、開陽丸の三点セットもインパクトがあると思う。表紙でなくとも表紙後の見開きページで視覚に訴えるのもよいと思う。また、目次を入れるべき。
- ・ページ見開きで祭りにスポットを当てたりするページがあってもよい。その他の情報も見開きページで構成する方が見やすい。（追分、各施設な、体験など）
- ・グルメに係るページは必須。
- ・道の駅も現在日本一小さいで売り出しているの、位置情報などを入れるべき。（切り取り挿絵的配置も可）
- ・既存のかわら版のマップは見やすいので同様な形で活用すべき。（一部信号などを入れ修正）
- ・モデルコースの掲載は必要なし
- ・見学施設の所要時間や各ポイント間の距離表示があればよい。
- ・アクセスの所要時間も基本的には自家用車、レンタカー利用が多いことから、全てを書き入れず自家用車での時間にしてもよい。
- ・市街地だけでなく、農村部の情報も入れるべき。（グルメでのアスパラなど）
- ・ページ作りに際し、単に場所の写真ではなく、人との関わりが見え、楽しめるイメージを心がけてほしい。体験なども教える人の顔が見えるなど。
- ・かもめ島は「かもめの形」の話が出るので、上空からの写真も使ってほしい。
- ・人にスポットをあてるページもおもしろそう。
- ・若者にもアピールするような内容にしてほしい。

【新規パンフ作成にあたり（まとめ）】

- ①A4ブック型でイメージ戦略に使用する内容（発地型）
- ②ページは10ページ以内
- ③表紙はいくつかの素材を組み合わせるインパクトのあるものに
- ④見開きページで特集的な情報の提供

6. 再委託の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾をえたときは、この限りでない。

7. 成果物

- (1)パンフレット 10,000部
- (2)電子媒体（CD-ROM） 一式

8. 納入場所

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町 193 番地 1

江差町追分観光課観光係

電話：0139-52-6716（課内直通）

9. その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2) 完成したパンフレット、原版データ及び中間生成物についての所有権並びに著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び法28条を含む。）は発注者に帰属するものとし、受注者及び受注者から依頼を受けて中間生成物を製作した者は、当該業務に係る事項に関して法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- (3) 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (4) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (5) 取材、制作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。（飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。）
- (6) 本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (7) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は本仕様書に定めのある事項については、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。